

お客様各位

【お知らせ】

住宅性能評価業務の業務期日について

いつもセンターをご利用いただきありがとうございます。

センターでは、これまで長期使用構造等確認、低炭素建築物技術審査、BELS評価などの業務期日を、「受付日の翌日から休日を除き15日間」としてきました。

ところが現在、令和7年4月建築基準法・建築物省エネ法の改正施行の準備に加え住宅に関する消費性能適合性判定業務の準備を進めており、法改正前の申請件数増もみられております。

このため、速やかな審査が困難となり、上記の長期、低炭素、BELS等の住宅性能評価業務につきましては、令和7年3月1日引受物件から、業務期日を「受付日の翌日から休日を除き20日間」とさせていただきます。

従って、3月受付分の業務期日は4月となります。

皆様におかれましては、事情をお汲み取りいただき、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

令和7年2月17日

登録住宅性能評価機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター